平成２４年（再イ）第５２０号

大阪府枚方市北中振２丁目１番18号

再生債務者　川村たまき

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月５日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第３１０号

福岡県太宰府市通古賀６丁目10番21号

再生債務者　宮野　浩一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月５日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第１４号

北海道苫小牧市豊川町３丁目９番17号

再生債務者　桜庭　信博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月５日

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（再イ）第６４号

栃木県宇都宮市立伏町478番地25

再生債務者　齋藤　大幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月８日

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２４年（再イ）第２４号

福井市田原１丁目７番21号

再生債務者　達山　　朗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月８日

福井地方裁判所

平成２４年（再イ）第２１号

静岡県富士市松岡1322番地の20

再生債務者　石川　好宏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月８日

静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２４年（再イ）第５５１号

大阪府枚方市南中振１丁目３番14号

再生債務者　ワールド保険サービスこと　山本　功

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月５日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第９号

広島市南区宇品御幸１丁目12番50―311号

再生債務者　小池　淳教

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月８日

広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３４号

広島市西区己斐本町２丁目13番26―602号

再生債務者　大本　浩之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月８日

広島地方裁判所民事第４部

計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第二号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、平成二十五年度後期一般計量教習の入所試験及び教習の期間について次のように公告する。

平成二十五年四月十九日

独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　試験期日　平成二十五年六月二十八日

二　試験場所

1　独立行政法人　産業技術総合研究所　臨海副都心センター（東京都江東区青海二丁目三番地二十六）

2　独立行政法人　産業技術総合研究所　関西センター（大阪府池田市緑丘一丁目八番三十一号）

三　試験科目　数学、物理及び一般常識

四　教習期間　平成二十五年九月十八日から平成二十五年十二月十三日まで

五　教習概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に必要な技術及び実務

六　入所定員　四十名

七　受験願書等の提出期限　平成二十五年五月二十日必着

八　受験願書等提出先

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量標準管理センター　計量研修センター

〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

九　提出書類（各一通）

1　一般計量教習入所試験受験願書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第1）

2　履歴書（独立行政法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）

3　推薦書（受験者の氏名、受験理由、勤務先所属長の推薦理由、役職名、氏名を記し、所属長が押印した推薦書）。推薦書の提出の無い受験者には、一に記す期日に、入所試験終了後面談を実施する。

4　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署したもの）

5　健康診断書（提出日前三ヶ月以内に診断を受けたもの）

6　受験者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは長形三号で、「簡易書留」と朱書きし、三百九十円切手を貼付のこと）

十　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十一　その他

独立行政法人　産業技術総合研究所　計量研修センターのホームページ

http://www.nmij.jp/~metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。

教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 10 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成 25 年４月 19 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　廣直